

令和 6 年度 利用者負担額徴収基準額表

(令和 6 年 9 月 1 日現在)

			1号認定	2号認定（満3歳以上）		3号認定（満3歳未満）	
			教育標準時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第 1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円	0円	0円	0円	0円
第 2	令和 6 年度分の市町村民税の額が右の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円
第 3		市町村民税所得割課税額 48,600円未満	0円	0円	0円	11,000円	10,800円
第 4		市町村民税所得割課税額 97,000円未満	0円	0円	0円	18,400円	18,000円
第 5		市町村民税所得割課税額 108,000円未満	0円	0円	0円	21,400円	21,000円
第 6		市町村民税所得割課税額 169,000円未満	0円	0円	0円	29,000円	28,500円
第 7		市町村民税所得割課税額 301,000円未満	0円	0円	0円	33,400円	32,800円
第 8		市町村民税所得割課税額 397,000円未満	0円	0円	0円	39,300円	38,600円
第 9		市町村民税所得割課税額 397,000円以上	0円	0円	0円	44,500円	43,700円

- 1 園児の年齢区分は、学年制（令和 6 年 4 月 1 日現在の区分）によります。
- 2 「保育標準時間」とは 1 日当たりの保育の利用が 11 時間まで、「保育短時間」とは 1 日当たりの保育の利用が 8 時間までをいいます。
- 3 市町村民税課税額は、配当控除及び住宅取得控除、寄付金税額控除、外国税額控除等を適用する前の額になります。
- 4 原則、保護者の方の所得により保育料は算定しますが、保護者の方の所得が第 2 階層となる場合は、入園児童と同一世帯に属して生計を同一にしている家計の主宰者の課税状況に応じて算定します。
- 5 1 号認定・2 号認定の給食費は別途必要となります。
- 6 3 号認定の保育料には主食を含む給食費が含まれています。
- 7 2 号認定の利用者負担額は、満 3 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日を経過した時から適用となります。
- 8 4 月から 8 月までの保育料は、令和 5 年度分の市民税所得割課税額で、9 月以降の保育料は、令和 6 年度分の市民税所得割課税額で算定します。